

令和元年度ごみ処理手数料の見直しについて

ごみ処理施設に搬入した際のごみ処理手数料は、平成 20 年 6 月からごみ処理原価相当額で設定し、3 年おきに見直すこととされている。

令和 2 年度が前回検討から 3 年目となるため、令和元年度の清掃審議会において、直近の処理原価を踏まえ見直しを検討する。

1. 現行手数料

事業系：130 円／10kg，家庭系 60 円／10kg

2. 直近のごみ処理原価

区分	平成 30 年度			(参考) 平成 27 年度		
	焼却	埋立	合計	焼却	埋立	合計
処理経費(千円)	3,340,068	441,052	3,781,120	3,848,960	393,705	4,242,665
処理量 (t)	262,507	22,744	285,251	302,955	21,619	324,574
単価 (円/10kg)	127.2	193.9	132.6	127.0	182.1	130.7

* 焼却部門の処理量は「処理能力量」(豊栄郷分は処理能力量×負担割合)

< 主な増減要因 >

- ・平成 28 年度から新津焼却施設を廃止したことに伴う
施設管理経費の減少 (△390,000 千円)
焼却処理量(処理能力量)の減少 (△40,320t)
- ・平成 28 年度から亀田焼却施設の基幹改良工事に伴う
売電量の増加 (△114,000 千円)

3. これまでの改定審議の経緯

平成 28 年度審議 据え置き (平成 27 年度処理原価 130.7 円)
平成 25 年度審議 据え置き (平成 24 年度処理原価 129.3 円)
平成 22 年度審議 据え置き (平成 21 年度処理原価 126 円)
平成 18 年度審議 市内統一 (平成 20 年 6 月から適用)

4. 他市町村の状況

資料 2-1 「処理手数料の比較【指定都市・県内市】」のとおり

5. 課題

- ・現行の事業系ごみの処理手数料水準は、食品などのリサイクル事業者の処理料金と比較して低い傾向にある。そのため、可燃ごみとして搬入され、リサイクルに回らない要因の一つとして考えられる。